

# 第 7 回 南 庄 内 合 併 協 議 会

期 日：平成 1 7 年 7 月 2 9 日（金）

会 場：朝日村中央生涯学習施設「すまいる」

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（ 1 ）組織機構の整備について

（ 2 ）市章の選定方法について

（ 3 ）開市式、開庁式及び記念式典について

（ 4 ）新「鶴岡市」ガイドブックについて

4 そ の 他

5 閉 会

## 資料一覧

1 南庄内合併協議会委員等名簿 .....	2
2 新鶴岡市の組織機構の整備について .....	3
3 市章の選定方法について .....	15
4 新鶴岡市開市式・開庁式・記念式典開催案 .....	17
5 新「鶴岡市」ガイドブックについて .....	19
6 新「鶴岡市」ガイドブック案 .....	別添

## 南庄内合併協議会委員等名簿

(敬称略)

市町村名	区 分	氏 名	備 考
鶴 岡 市	市 長	富 塚 陽 一	
	議 長	榎 本 政 規	
	議 員	斎 藤 助 夫	
	議 員	本 城 昭 一	
	助 役	芳 賀 肇	
	識見を有する者	大 瀧 常 雄	
	識見を有する者	竹 内 峰 子	[欠席]
藤 島 町	町 長	阿 部 昇 司	
	議 長	齋 藤 久	
	議 員	押 井 喜 一	
	識見を有する者	富 樫 達 喜	
	識見を有する者	伊 藤 忠	
羽 黒 町	町 長	中 村 博 信	
	議 長	山 口 猛	
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	呼 野 祝 二	
	識見を有する者	高 橋 澤	
櫛 引 町	町 長	難 波 玉 記	
	議 長	菅 原 元	
	議 員	安 野 良 明	
	識見を有する者	長 南 源 一	
	識見を有する者	前 田 藤 吉	
朝 日 村	村 長	佐 藤 征 勝	
	議 長	進 藤 篤	
	議 員	井 上 時 夫	
	識見を有する者	田 村 作 美	
	識見を有する者	渡 部 長 和	
温 海 町	町 長	佐 藤 正 明	
	議 長	佐 藤 甚一郎	
	議 員	本 間 義 弥	
	識見を有する者	齋 藤 金 一	
	識見を有する者	佐 藤 喜久子	
監 査 委 員	朝日村監査委員	難 波 鉄 雄	[欠席]
	羽黒町監査委員	清 野 均	

## 新鶴岡市の組織機構の整備について 新市行政の推進体制づくりの手順をめぐり

### はじめに

「市町村合併とは何か」を端的に言えば、「行財政のシステムを再編成、再構築すること」であるが、そのうち、合併による新市の組織機構をどう再構築・整備するかは、最も根幹の重要課題である。

言うまでもなく、いわゆる平成の大合併は、国と地方の財政事情が極めて逼迫し、かなり大幅な行財政改革を行わざるを得ない事態になったことに大きく起因している。歳入の伸び悩み或いは減額の中で、なお行政責務を果す上の歳出を確保することは、個々の行政体が行う行財政改革ではなかなか対応し切れなくなったと認められるので、まず市町村の合併によってこの事態に対処せざるを得ないというわけである。

このような観点から行う市町村合併の措置は、これをごく抽象的に端的に言えば、市町村の組織機構を統合・合理化し、スリム化することであり、本協議会としては、このことは総論としてではあるが、概ねの理解が得られたものとする。

### 一 組織機構再編成をめぐり問題について・基本的考え方

#### (一) 再編成をめぐり基本的課題と対応方針

しかし、この組織機構の再編成を各論として具体的に進めるのは、それほど簡単なことではない。まずその前提として、新市を築く上の基本的課題と対応方針を共に確認し、これを掲げて共に取り組んでいく必要があり、それに基づいて所要の体制づくり＝組織機能の再編成を行っていく。以下は、その前提になる基本的

課題と対応方針の概要である。

## 1 住民と市政との新たな連携システムを築く

合併が原因になって住民生活が不便になったり、住民に提供するサービスが低下することのないように努める。このうち、住民生活にかかる行政の窓口用務などは、引き続き、従前の役場で済ませるようにするなど、利便性を確保する。

人口の高齢化などに伴い、行政サービスに対するニーズが量的に拡大すると共に、多様化・高度化して行く見通しなので、これらに出来る限り対応できるよう、組織機能の充実・強化、職員能力の向上を図るよう努める。

一方、国・地方の財政事情が甚だ逼迫しているので、国や地方が制度化してきた行政サービスの内容自体が、かなり圧縮・改変されつつある。これまで享受してきた行政サービスの幾つかは削減・廃止され、或いは再構成されると見られる。福祉施策が「措置」から「自立を促す支援」に改変されていることは、その一例である。これらは市町村合併に連動するものではないが、合併に起因していると誤認し易いことに鑑み、合併関連施策としても、住民に対して公共サービスを提供する政策の新たなルールについて住民の理解を求め、住民と行政との新たな共生・共助の関係を築き直していく。

市直営の保育、清掃業務或いは給食サービス業務を、民間企業や機関に移譲することを積極的に促進する。その一部は既に

実施、或いは実施を決めているが、未だ大半が残っているので、さらに移譲を促進するため、課題を整理するなどして引き続き積極的に取り組む。これは、単に行財政改革の観点から進めるのではなく、民間機関が行うサービスがより優れたものになりつつあること、さらにはサービス産業の振興という地域経済・雇用情勢の改善にも資するからである。

既に実績を挙げて戴いているが、公的サービスの提供活動において、今後ともボランティアやNPOの参加を得、協調して実行するのが適切なものは積極的に助長する。この場合、ボランティアやNPOについては、どんな内容のサービスを担って貰うべきかをよく検討すると共に、これら団体が、真に市民の福利向上のため、公的サービスを担うのに相応しい団体か否かについて十分に審査をし、協力を得るよう配慮して行きたい。

総じて、市政は、直接的なサービス業務から、市民や民間の活動を円滑に展開して行けるような環境づくり＝いわば間接的な助長・誘導の業務にシフトし、また高度に知的な情報の収集・伝達・指導の機能に移行する時代になったことを念頭に、より柔軟で積極的な行動を旨とし、充実・強化を図っていく。

## 2 新市の地域づくりについて

新市の地域づくりは、市域の一体化、一体的振興、その上の先導・主導的施策による発展を促進すると共に、他方では、各々の地域特性を活かした新鶴岡づくりを積極的に展開する。

## 交通・情報・通信環境の整備による市域の一体化

新鶴岡市は、今のところ、東北地方では最大の面積を擁する市になる見込みであり、また山間等遠隔地にも多くの集落が散在する広い鶴岡市になる。そこで市全域の面的一体化を促進するため、国・県道、市道の体系的整備を推進すると共に、鉄道の利便性を高めるように努める。また情報・通信サービスを高度に利用できる環境づくりに、さらに努力する。

なお、この場合、道路交通施設について、建設整備と共に、除雪を含む管理保全のシステムをどうするか、個々の地域の事情をも考慮して、適切な体制をつくることにする。

また、市域を一体化する交通基盤づくりは、中心市街地への人口集中を促すものではなく、むしろ地理的に遠隔の地域であっても他と同等の利便を享受できることを促し、分散的居住を安定させる趣旨である。

新市域には、貴重な史跡・名勝、有形・無形の伝統文化をはじめ、自然資源、その他観光資源が、多彩・豊富に賦存しており、新鶴岡市の魅力を増幅させ、また新鶴岡市の存在をさらに鮮明にアピールする基盤でもある。これら貴重な資源は、今後とも大切に保全すると共に、有効・適切に活用し続けることが肝要なので、そのための環境づくりに一層努力する。

このような市域内各地の特性が築かれてきた基礎は、相対的に優れた農林水産業が維持・発展してきたからに他ならない。反面、農林水産業をめぐる環境は、益々厳しさを増している。その点では、既に先駆的な試みとして、藤島地区においてエコ

タウン構想というプロジェクトを実施中で、広く注目されているが、何れにしても、農業の維持・発展のため、諸調査・研究をはじめ、主要の施策の展開に一層の努力を傾注する。

一方今後、当市域では、かなりの人口減が予想されるということもあり、将来に向け、新鶴岡市の振興・発展を先導・主導的に牽引する力強い柱 可能な限り世界オンリーワンの柱 を立て、その育成・強化策を新鶴岡市づくりの中核的・戦略的方策として、積極的に推進する。例えば森林再生プロジェクトなどの形で、森林や海を多角的に活用する構想も立て得るものと思われる。また中心市街地を中枢部として、山大農学部、鶴岡高専、慶應義塾の先端生命科学研究所の教育・研究機能を基盤に、あらゆる生命の科学から環境問題を含む高度な研究を助長し、これを基盤に医薬・食品など関連の産業化・企業化を、全市的に展開するよう挑戦する。

そのため、まずこのような戦略的プロジェクトの企画・立案、また、その結果に基づき実施段階にきたプロジェクトの推進体制も、必要に応じて設置する

このほか、新市のビジョンとして重要なのは、市民が健康で明るい生活を営めるよう、また行き届いた福祉社会を維持・充実するよう、全市的に適切な施策を講じていく。既に鶴岡市の健康増進策は全国的に評価されており、福祉面でも都市宣言をして出来るだけの措置を講じてきた。今後は、そうした実績、伝統の上に、さらに有効な施策を展開して行くことにする。

そのための適切なサービス・システムを築く必要があり、早



急に検討するが、公的サービスに対するニーズが、一層多様化、高度化することから、担当者にはより高度な専門能力が必要になると予想されるので、合理的なサービス提供システムについて早急に検討し、最善の体制をつくる。

## (二) 再編成事業の推進過程で特に配慮すべき事項

新市の組織機構の再編成をめぐる課題と方針は、上記の通りであるが、これを具体的に実行していくため、いかに円滑な過程を辿って行けるかは、ことの成否を決めるもう一つの重大な命題である。例えば、関係者が挙げて、新市の運営に積極的・前向きに参加し、大きな支援・協力をする機運を醸成できるかは、新市づくりの死命を制することと言っても過言ではない。

### 1 市民との意思疎通と地域コミュニティ活動の促進

#### 総合相談機構の設置

以上の趣旨から、市民と市政との意思疎通、地域と市政との情勢認識の共有を図ることは、今日特段に配慮する必要がある。つまり、市町村合併に伴う住民の問題の指摘・提言・苦情などを把握し、また行政側の手落ちなどを掌握する一方、住民や地域に正しく認識して欲しいことについて、正確な情報を適切に伝えることは、新市の組織機構づくりの進行管理の上で極めて重要である。

そのため、いまの市町村単位で、総合相談室(仮称)を設け、住民の個別相談に対応して問題の解消に努める一方、それらの住民には必要に応じて正しい情報を伝え、広く理解を求めることにも努力する。またこの機構では、合併に伴う諸々の動向、

問題をリサーチする業務も担い、住民の意見も含む諸情報を市長に直結する広報や合併対策室などに通知し、適切な処理をするよう促進させる。

なお、この機構は、ここ当分の間 少なくとも4年程度 存続させ、またこの機構の位置づけは、各々中枢部に位置する機構であって、統括職員は課長か課長相当職の有経験者とし、若干の補助職員で運営するという方針である。なおこの組織機構については、市の発足後、早急に開設するよう努める。

#### 合併協議会の存続

本合併協議会は、新市の発足に伴い法令の根拠を失うが、例えば、調整課題が残っていることなどから、議会議員の選挙区選挙が有効な4年の間、市長の私的諮問機関として引き続き存続するようお願い、必要に応じて諸課題の協議に応じて貰いたいと考え、新市にその旨を提案したい。

#### 地域コミュニティ活動促進のための会議の設置

市政運営において、地域コミュニティの活動には、極めて大きな役割を担って貰ってきた。いまの町村区域の場合は、原則として、概ね小学校区を目安に地域コミュニティを設定し、それぞれのコミュニティにおける諸課題の対応について取り組んで戴くと共に、市域全体として、各コミュニティの代表者による会議を設け、合併に伴う問題をはじめ、諸問題について可能な限りきめ細かな配慮をしながら市政運営を進めたらどうか、コミュニティ関係者と協議して詰めることにしたい。

## 2 市の内部における配慮

以下、市の内部管理について述べるが、全体を通じて前提になることは、財政事情がどうなるか、どういう推移を辿るかによって、実施の程度、実施のタイミングを適合させなければならないということである。従って、今後の進行管理を適確に行うように努める。

### 組織機構の設定をめぐる徹底した検討・協議の促進

新市の組織機構を設定するには、各々の部課において担うべき業務、その権能・機能を明確にすることが必要である。しかし、六つの自治体の合併であること、全国的に構造変化が激しい現状にあることから、万全な結論を得ることは極めて困難である。従って、ここ4年（選挙区選挙の議会制度の期間）程度をめどに、積極的な試行錯誤を重ね、鋭意、煮詰めて行きたい。

このことから、市職員においては、新市域全体にわたって実情、実態の認識を深めるように促進する。特に人事・財政・企画など中枢部の職員には、市域内相互の理解を深めながら、より適切な市政運営の内容、市の政策の策定と実施に努めて貰うことにする。その一環として、当分の間は、本所・各庁舎間の兼務形態での執務を積極的に考えたい。

### 市独自の实態調査・分析などによる政策立案能力の充実

前述の通り、今後、特に新市は独自の政策企画・計画を自立的に立案実施する必要性が増すが、そのためには、各分野における実態の調査・分析を徹底して行い、これを基礎に、客観的な政策企画論議を深める必要がある。この点から現状を見ると、こ

うした調査・企画の作業は、ごくマクロ的、ないしは一般的な形のものには別にしても、かなり不十分であり、今後の責務を果す能力は極めて乏しいので、今後は、その必要を充たす組織・能力の整備・充実を考える。

また、今後の政策立案のために、各分野の専門・学識者の協力を得ることにもっと配慮する。その一例としては、総合計画審議会に、主要分野毎の専門部会を設けることがあろう。

(参考までに、今後の新たな研究テーマとしては、  
未来志向を持つ各地特有のプロジェクトの策定、  
地域環境問題、農林水産業振興問題などがある。)

#### 市職員の定数について

市職員の定数は、市政運営に支障がないように十分配慮しながら適正数を設定し、運営する。このことは、今後の財政事情の推移にもよるので、それぞれの事情に応じて対処すること、また地方分権の進展による市の分担業務の推移をもよく見通しながら、適切に対応する。

さらに、市職員の扱いについて特に配慮したい重要なことは、前項との関連からも、それぞれの適性を考えながら、資質の向上・充実を図ることである。そのための方法は今後の研究課題にしたいが、例えば、国や県などとの人事交流は有効な手段なので、可能な限り促進する。

## 二 平成17年度における措置

平成17年度、各構成市町村においては、首長の施政方針に基づき、議会の議決を得た施策の実施、予算編成をしている。その厳粛な事実

に基づき、平成17年度の後半、新市発足後においては、以下のことを除き、原則として、年度当初の組織形態をベースに運営して行くと共に、平成18年度から実質的に新市としての市政運営を始めることができるように、組織挙げて所要事項の検討を真剣に進めて行く。

## 1 組織の統合・縮小

組織機構の取り扱いについては、合併に伴う措置に関する法令の定めなどから、まず各地区の次のセクションを、即時に縮小ないし廃止する。

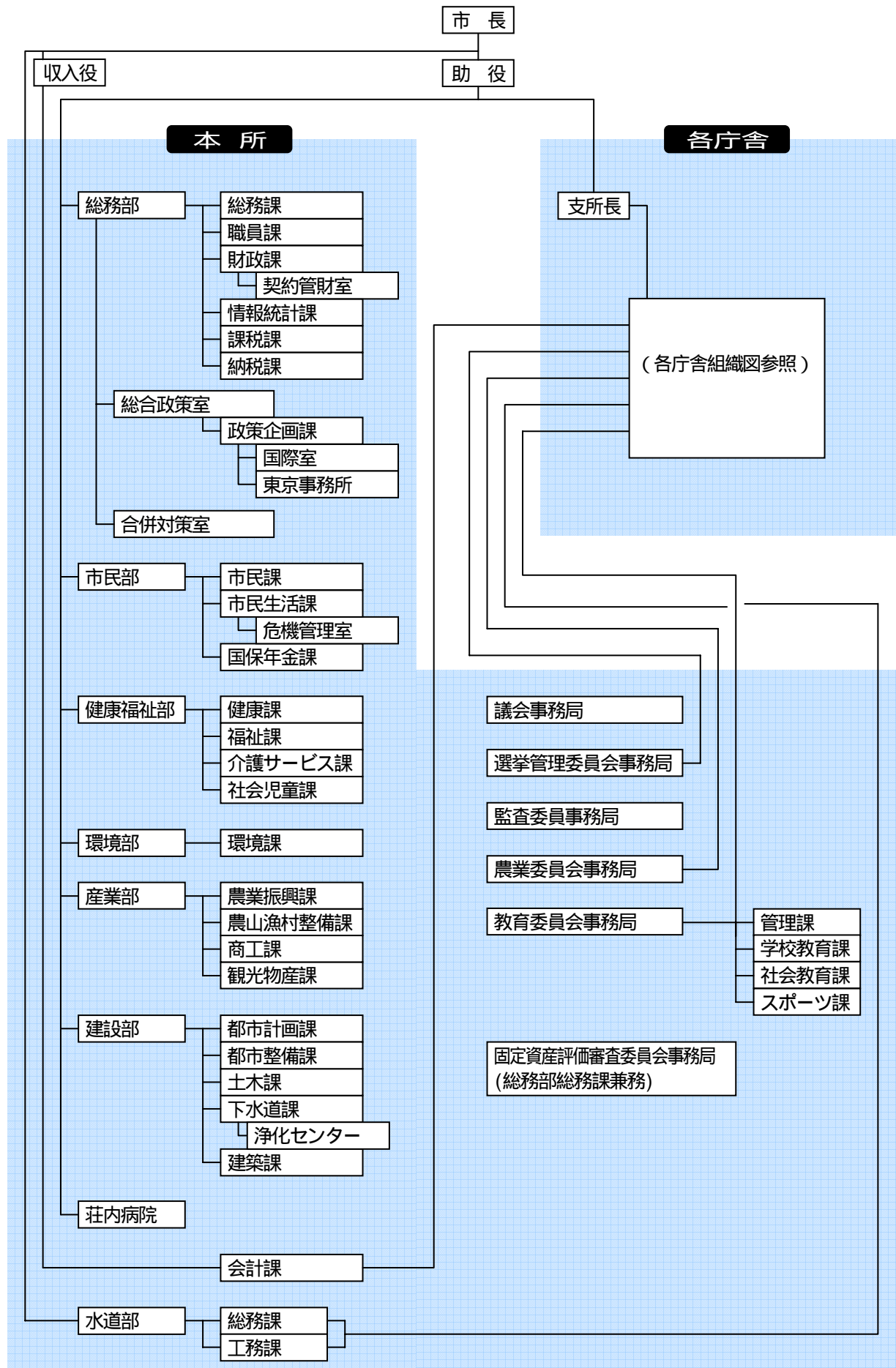
- a 議会事務局
- b 監査委員事務局
- c 選挙管理委員会事務局
- d 農業委員会事務局
- e 教育委員会の委員関係事務担当

なお、原則として各地区の事務所の総務担当部所には、上記各委員会の連絡担当を置くよう配慮したらどうか。

## 2 中枢部門事務担当の取り扱い

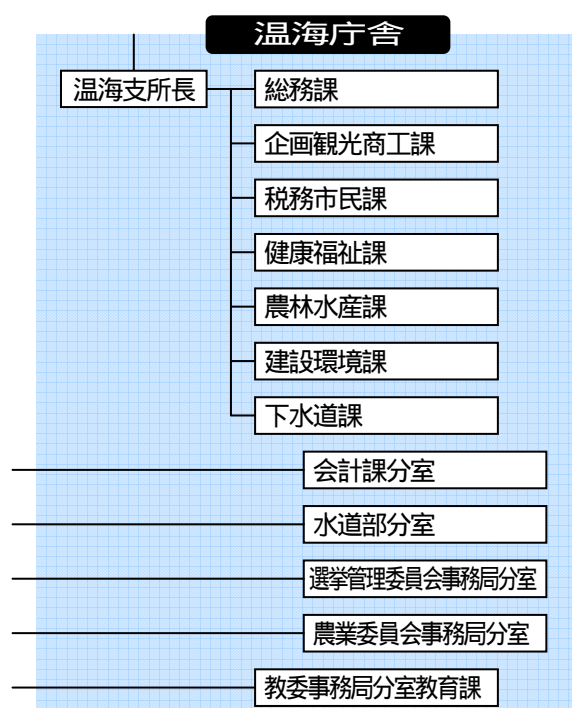
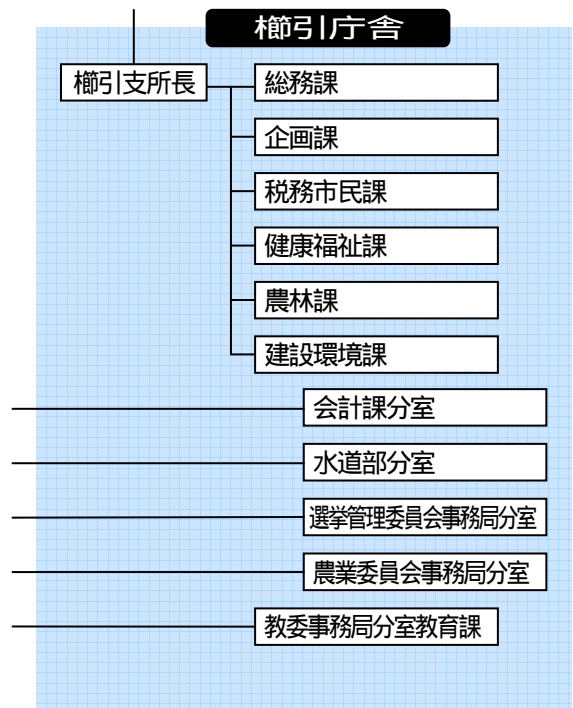
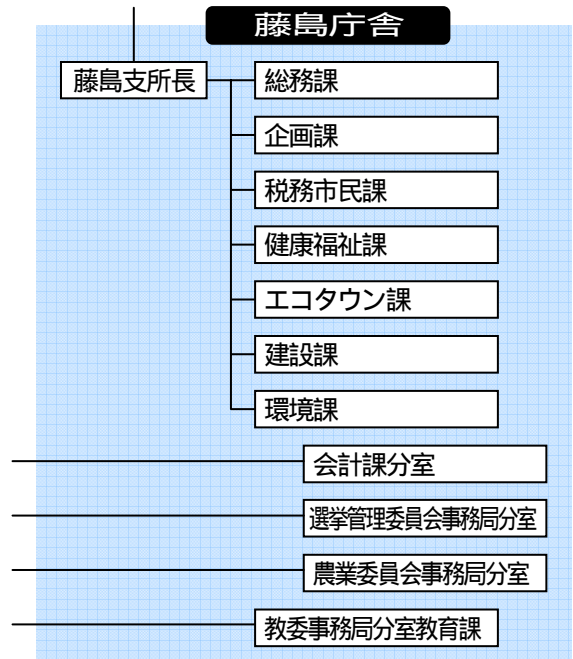
人事・財政・企画・文書法令・会計分野においては、これも直ちに統合・一元化を進め、各町村の担当職員も同一部課に所属して貰って事務を進めるが、これらの職員は、少なくとも組織機構がほぼ安定的に運営できるまで、現在の町村事務課室と兼務をして貰い、できる限り意思疎通を図るよう促進していきたい。

# 平成17年10月1日組織図(案)



# 平成17年10月1日 各庁舎組織図(案)

各分室については、それぞれの業務内容に応じて、市長事務部に属する各庁舎の関係の課との兼務の体制を検討する。



## 市章の選定方法について

### 合併協定書における取扱い

#### 17 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足までに決定する。(以下略)

### 選定作業の流れ

- (1) 市章検討会議において候補作品(原則2点)を選定
- (2) 各市町村において意見聴取
- (3) 市町村長会議にて最終候補1点を選考
- (4) 協議会(運営小委員会)に提案

## 1 選考作業の流れについて

- (1) 検討会議選定 < 8月上旬まで >  
応募作品の中から選考対象とする作品を事前整理  
(事務局で実施。数量制限は設けない)  
応募作品(選考対象作品)と現在の6市町村章を対象に候補作品2点を選定(これにより難しい場合は3点)
- (2) 市町村意見聴取 < 8月中旬 市町村ごとの対応 >  
市町村議会、協議会委員に候補作品に対する意見等を聴取
- (3) 市町村長会議 < 8月下旬 >  
最終候補作品1点を選考する
- (4) 合併協議会(運営小委員会) < 8月下旬または9月 >  
選考経過の説明、市章の決定



## 2 市章検討会議の設置について

・識者4名、地域選出者6名(各市町村1名)、合併協議会事務局長の計11名とする

・市章検討会議は候補作品の選定を行う(市章選定の決定権は有しない)

候補作品の選定:

新市の基本理念、地域特性など新市の市章候補としてふさわしいことを考慮

## 3 類似作品等の確認について

検討会議で選考する候補作品2点について、類似マークの有無、応募要件の適否等などの確認を行う

### 【応募状況】

応募者総数		236名
居住地別	6市町村在住者	214名
	同 出身者	22名
年齢別	20歳未満(いずれも学生・生徒)	89名
	20歳～30歳代	46名
	40歳～50歳代	56名
	60歳以上	45名
	最年少 6歳	最年長 84歳

### 鶴岡市開市式 開催案

	案
開催日時	平成17年10月1日(土) 9時30分～10時
場所	中央公民館大ホール
案内対象	旧市町村三役・旧市町村代表監査委員 旧市町村議会議員 旧市町村行政委員会の長 県知事・県議会議長 鶴岡市西田川郡・東田川郡選挙区県議会議員 南庄内合併協議会委員 自治組織役員等
出席者	市長職務執行者 管理職員
参集人数	約450名
式典内容	開式 市長職務執行者式辞 来賓祝辞(県知事) 祝電披露 くす玉割り 市旗掲揚 閉式

### 鶴岡市開庁式 開催案

	本所	各庁舎
開催日時	平成17年10月1日(土)11時～11時15分	平成17年10月1日(土)11時～11時15分
場所	市役所庁舎前 (荒天時:青年センター大ホール)	各庁舎前
案内対象	旧市三役・旧市代表監査委員 旧市議会議員 旧市行政委員会の長	旧町村三役・旧町村代表監査委員 旧町村議会議員 旧町村行政委員会の長
出席者	市長職務執行者 本所管理職員	支所長 各庁舎管理職員
参集人数	約130名	約40名
式典内容	開式 市長職務執行者あいさつ 市旗掲揚(正面玄関前テープカット) 閉式	開式 支所長あいさつ 市旗掲揚 (正面玄関前テープカット) 閉式

## 新鶴岡市合併記念式典 開催案

	案
開催日時	平成17年11月29日(火) 15時～16時
場所	鶴岡市文化会館大ホール及び青年センター大ホール
出席案内者	<p>市三役・監査委員 市議会議員 行政委員会委員            衆議院議員(3区)・参議院議員(選挙区)            県知事・県議会議長・庄内総合支庁長            鶴岡市西田川郡・東田川郡選挙区県議会議員            総務省合併関係者            旧市町村三役・旧監査委員・旧行政委員会の長・歴代三役監査委員            旧市町村議会議員・歴代議長副議長            名誉市町村民 友好都市首長・議長            県内12市首長・議長・庄内3町長・議長            南庄内合併協議会委員            国出先機関等の長 報道機関            各自治組織役員</p> <p>庄内保健所長・地区医師会長・歯科医師会長            各種社会福祉団体            農業・林業・漁業・商業・工業・金融・観光等団体の長            ロータークラブ・ライオンズクラブ・国際ソロプチミスト会長等            高等教育機関・市内高校・中学・小学校長等            芸術・体育団体の長            消防団幹部            各行政関連団体の長等            市管理職員</p>
案内人数	約1500名
式典内容	開式 市長式辞 議長祝辞 来賓祝辞(代議士・県知事) 来賓紹介 祝電披露 合併功労総務大臣表彰 記念演奏 閉式
記念品等	なし

## 新「鶴岡市」ガイドブックについて

住民の皆さんに、合併に伴い「住所の表示の変更」や「変更に伴い必要となる手続き」、また、「本所・各庁舎を含めた新しい組織機構での手続き窓口等」をお知らせする。

### 1. 構成内容

#### 1 合併に伴うお知らせ

##### 1 - 1 新市の住所の表示

##### 1 - 2 住所の表示の変更に伴う手続き（市、県、官公署関係）

#### 2 本所、各庁舎の案内

##### 2 - 1 市の組織及び主な業務

##### 2 - 2 本所、各庁舎の案内

#### 3 各種手続きと受付窓口のお知らせ

本所・各庁舎（仮称）で取り扱う住民に関わりの深い主な項目（住民記録や税、福祉など）について、窓口の案内と合併に伴う要点について記載する。

#### 4 主な公共施設と所在地、電話番号、受付窓口

### 2. 制作及び配付等

A4版 60ページ程度 フルカラー、作成部数 53,000部

9月上旬頃に構成6市町村全世帯配付

### 3. 今後、修正や挿入を検討する項目

#### 1. 組織機構に係る項目、内容

#### 2. 新市の概要（管内の略図、面積、人口など）の挿入

#### 3. 表紙のデザイン（案）ポスターデザインを活用

#### 4. 本所、各各庁舎の案内図（略図）

#### 5. 県関係の手続き（修正版）

### 4. 今後の予定（案）

7月29日 合併協議会へイメージの説明

8月上旬 市町村意見集約

8月上旬～下旬 印刷

9月 配付